

「FX24 インターネット取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(平成25年8月26日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第25条 (省 略)</p> <p>第26条 (免責事項)</p> <p>(省 略)</p> <p>(1)～(15) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成24年8月27日</p>	<p>第1条～第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 (免責事項)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(1)～(15) (現行どおり)</p> <p><u>(16) 流動性の諸事情および当該国の規制等により、乙が取扱う通貨ペアの全部または一部を、廃止したことにより発生した甲の損害。</u></p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成25年8月26日</p>